

「未来に伝える山形の宝」登録制度実施要綱

(目的)

第1条 地域にのこる有形・無形の様々な文化資産（以下、「文化財」という。）を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録し、推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていく。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化財 山形県内に存在する次のもの

ア 有形文化財 建造物、美術工芸品（絵画、彫刻、考古資料等） 等

イ 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術 等

ウ 民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具 等

エ 記念物 遺跡（古墳、城跡、旧宅等）、名勝地（庭園、溪谷、山岳等）、動植物 等

オ 文化的景観 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地

(2) 地域 文化財を核に歴史的、文化的及び自然的な結び付きを有する一団の地区

(3) 取組み 共通する歴史的・文化的・自然的主題を背景として相互に結びついた複数の文化財により構成されており、それらの文化財の保存と、地域における文化財を活用が一体となったもの

(登録の基準)

第3条 登録の基準は、次のとおりとする。

(1) 重点テーマ（最上川の文化遺産）

ア 最上川の文化的景観、自然的特性及び歴史・文化的特性を活かした取組みであること

イ テーマを構成する文化財（以下、「構成文化財」という。）について保存及び活用に関する考え方が示されていること

ウ 主たる構成文化財が、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、山形県文化財保護条例（昭和30年条例第27号。以下「条例」という。）又は市町村が定める文化財の保護に関する条例（以下、「市町村条例」という。）の規定により指定、選定又は登録された文化財及びその候補としての評価が可能な文化財であること

エ 地域の活性化や新たな交流の拡大につながる継続した取組みであること

(2) 推奨テーマ

ア 地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表していること

イ 構成文化財について保存及び活用に関する考え方が示されていること

- ウ 主たる構成文化財が、法、条例又は市町村条例の規定により指定、選定又は登録された文化財及びその候補としての評価が可能な文化財であること
- エ 地域の活性化や新たな交流の拡大につながる継続した取組みであること

(登録手続き)

第4条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）を作成し、次の各号に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。

- (1) 活動計画書(様式第2号)
- (2) 構成文化財一覧(様式第3号)
- (3) 構成文化財の所有者の同意書(様式第4号)
- (4) 市町村文化財担当課の意見書(様式第5号)

2 申請者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市町村
- (2) 地域で活動するNPO法人及び団体
 - ただし、次のいずれかに該当するものについては対象から除外する。
 - ア もっぱら営利を目的とする活動を実施している団体
 - イ 特定の政治または宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする活動を実施している団体
 - ウ 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体
 - エ 組織の運営に関する規則（定款等）、予算及び決算書類を整備していない団体
- (3) 複数の団体による共同体で、次の事項を定めているもの
 - ア 代表者
 - イ 意思決定方法
 - ウ 会計処理の方法

3 知事は、第1項の規定により申請された内容について審査を行い、登録の要件に適合すると認められる場合には、「未来に伝える山形の宝」登録簿（以下、「登録簿」という。）に登録する。

4 文化審議会から選定することが適当であると文部科学大臣に答申があった重要な文化的景観及び山形県文化財保護審議会から選定することが適当であると山形県教育長に答申のあった県選定文化的景観については、第1項に規定する申請を要することなく登録簿に登録する。

5 知事は、登録簿に登録された取組みの申請者（以下、「登録団体」という。）に、登録証を交付するものとする。

(審査)

第5条 前条第3項に規定する登録の可否等について審査するため、「未来に伝える山形の宝」登録審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の構成及び運営については、別に定める。

(申請内容の変更)

第6条 登録団体の代表者は、構成文化財の追加又は削除及び保存・活用計画変更の必要が生じた場合は、速やかに知事に協議し、承認を受けなければならない。

2 登録団体の代表者は、申請内容の変更(前項を除く)があったときは、変更届出書(別記様式第1号又は第2号)により速やかに知事にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の承認にあたっては原則として審査委員会の審査を経るものとする。

(登録の抹消)

第7条 知事は、次のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 文化財の保存・活用の取組みの継続が困難となったとき

(2) 登録団体から登録の抹消の申出があったとき

(3) その他、「未来に伝える山形の宝」として適当でない事由があるとき

(活動計画書の提出)

第8条 登録団体の代表者は、登録から5年を経過する年度に次期5カ年の活動計画書(様式第2号及び様式第3号)を提出するものとする。

(登録された取組みの推進に対する補助)

第9条 知事は、登録された取組みの推進に係る経費の一部について、登録団体及び構成文化財の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

附則

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。